社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。）		
監査等委員である取締役		
取締役（執行役を含む。）以外の会社役員		

（記載上の注意）

1　少額短期保険持株会社の役員は、当該事業年度中に役員であった者を含む。

2　当該少額短期保険持株会社の株式（職務執行の対価として当該株式会社が交付したものに限り、当該株式会社が会社役員に対して職務執行の対価として募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに当該株式会社が交付した当該株式会社の株式を含む。）に限り記載すること。

5　新株予約権等に関する事項

⑴　事業年度の末日において少額短期保険持株会社の役員が有している当該少額短期保険持株会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
［略］		
社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。）		
［略］		
取締役（執行役を含む。）以外の会社役員		

（記載上の注意）

1　［略］

2　新株予約権等（職務執行の対価として当該株式会社が交付したものに限り、当該株式会社が会社役員に対して職務執行の対価として募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに当該株式会社が交付した当該株式会社の新株予約権を含む。以下同じ。）に限り記載すること。

⑵　［略］

6　［略］

5　新株予約権等に関する事項

⑴　事業年度の末日において少額短期保険持株会社の役員が有している当該少額短期保険持株会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
［同左］		
社外取締役（監査等委員であるものを除く。）		
［同左］		
会計参与及び監査役		

（記載上の注意）

1　［同左］

2　少額短期保険持株会社が職務遂行の対価として交付した新株予約権等（会社法施行規則第２条第３項第14号で規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）に限り記載すること。

⑵　［同左］

6　［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。